

都市再生基本方針の一部変更について

平成 19 年 ○ 月 ○ 日
閣 議 決 定 案

都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 14 条第 5 項の規定に基づき、都市再生基本方針（平成 16 年 4 月 16 日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

1. 前文中「本基本方針を定める。」の次に次のように加える。

本基本方針に基づく施策の推進に当たっては、平成 19 年 11 月 30 日の地域活性化統合本部会合において了承された「地方再生戦略」の「第 1 地方再生の基本的考え方」における「地方再生 5 原則」、すなわち、

① 「補完性」の原則

地域の実情に最も精通した住民、NPO、企業等が中心となり、地方公共団体との連携の下で立案された実現性の高い効果的な計画に対し、国が集中的に支援する。

② 「自立」の原則

地域の資源や知恵を生かして、経済的に、また、社会的に自立に向けて頑張る計画を集中的に支援する。

③ 「共生」の原則

地方と都市とがヒト・モノ・カネの交流・連携を通じて、ともに支え合い、共生を目指す取組を優先的に支援する。

④ 「総合性」の原則

国の支援は、各省庁の縦割りを排し、地域の創意に基づく計画を総合的に支援する。

⑤ 「透明性」の原則

支援の対象とする計画の策定、支援の継続及び計画終了時の

評価については、第三者の目を入れて客観的な基準に基づき実施する。

を踏まえ、施策に取り組むものとする。

その際、「地方再生戦略」の「第2 地方再生の総合的推進」に基づき、ブロック別担当参事官が、都市再生のみならず、構造改革特区、地域再生、中心市街地活性化に関する相談に一元的に対応するものとし、この体制の下でこれらの取組を一体的に実施するとともに、各省庁における地方再生の取組と有機的に連携しながら、政府を挙げて総合的な支援を推進するものとする。

2. 第四の2のア中「地域再生計画」の下に、「中心市街地活性化基本計画」を加え、「諸施策の連携と相乗効果」を「諸施策と一体的に連携しつつ、相乗効果」に改める。

都市再生基本方針の一部変更について（案） 新旧対照表

※下線部が改正部分。

改正案	現行
<p>我が国の活力の源泉である都市について、その魅力と国際競争力を高め、都市再生を実現するためには、公共だけではなく民間など関係者が総力を傾注することが重要である。政府は、都市再生におけるこのような取組みの共通指針として、本基本方針を定める。</p> <p><u>本基本方針に基づく施策の推進に当たっては、平成19年11月30日の地域活性化統合本部会合において了承された「地方再生戦略」の「第1 地方再生の基本的考え方」における「地方再生5原則」、すなわち、</u></p> <p>①「補完性」の原則</p> <p><u>地域の实情に最も精通した住民、NPO、企業等が中心となり、地方公共団体との連携の下で立案された実現性の高い効果的な計画に対し、国が集中的に支援する。</u></p> <p>②「自立」の原則</p> <p><u>地域の資源や知恵を生かして、経済的に、また、社会的に自立に向けて頑張る計画を集中的に支援する。</u></p> <p>③「共生」の原則</p> <p><u>地方と都市とがヒト・モノ・カネの交流・連携を通じて、ともに支え合い、共生を目指す取組を優先的に支援する。</u></p> <p>④「総合性」の原則</p>	<p>我が国の活力の源泉である都市について、その魅力と国際競争力を高め、都市再生を実現するためには、公共だけではなく民間など関係者が総力を傾注することが重要である。政府は、都市再生におけるこのような取組みの共通指針として、本基本方針を定める。</p>

国の支援は、各省庁の縦割りを排し、地域の創意に基づく計画を総合的に支援する。

⑤「透明性」の原則

支援の対象とする計画の策定、支援の継続及び計画終了時の評価については、第三者の目を入れて客観的な基準に基づき実施する。

を踏まえ、施策に取り組むものとする。

その際、「地方再生戦略」の「第2 地方再生の総合的推進」に基づき、ブロック別担当参事官が、都市再生のみならず、構造改革特区、地域再生、中心市街地活性化に関する相談に一元的に対応するものとし、この体制の下でこれらの取組を一体的に実施するとともに、各省庁における地方再生の取組と有機的に連携しながら、政府を挙げて総合的な支援を推進するものとする。

(略)

第一～第三 (略)

第四 都市再生整備計画の作成に関する基本的事項

1 (略)

2 都市再生整備計画において具体的に明らかにされるべき視点
ア 得られる成果の重視、ソフトの充実等による戦略的・効率的実施

- ・ 構造改革特別区域、地域再生計画、中心市街地活性化基本計画、観光施策等の活用を含め、関連し合う諸施策と一体的に連携しつつ、相乗効果の発揮が図られること。

イ (略)

第一～第三 (略)

第四 都市再生整備計画の作成に関する基本的事項

1 (略)

2 都市再生整備計画において具体的に明らかにされるべき視点
ア 得られる成果の重視、ソフトの充実等による戦略的・効率的実施

- ・ 構造改革特別区域、地域再生計画、観光施策等の活用を含め、関連し合う諸施策の連携と相乗効果の発揮が図られること。

イ (略)